

不服申立て事案答申第 234 号

不服申立て事案諮問第 254 号

件名：警察安全相談等・苦情経過票の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 4 月 4 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 17 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 4 月 4 日に愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）の個人情報窓口において、同人が特定年月日 B に A 署の警察官に対応されたことで作成された警察安全相談等・苦情経過票の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、A 署の担当者は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、私が特定年月日 B に A 警察署の警察官に対応された際に作成された、警察安全相談等・苦情経過票（請求日現在、愛知県 A 警察署地域課で保管するもの）と記載されている。

##### (イ) 本件処分

本件保有個人情報は、愛知県 C 警察署で作成された警察安全相談等・苦情取扱票の引き継ぎを受けた A 署が、令和 4 年 6 月 25 日に審査請求人の対応をしたことにより、その経過を記録するために作成さ

れた警察安全相談等・苦情経過票である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち、法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する決定をし、本件決定通知書（令和 5 年 4 月 17 日付け地総発第 3216 号。以下「本件決定通知書」という。）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分における開示しないこととした部分については、本件決定通知書に記載されているとおり、

- ・ 開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分（法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に該当）
- ・ 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分（法第 78 条第 1 項第 2 号に該当）

である。

a 開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分

法第 78 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを開示義務から除外すると定めたものである。

また、同項第 7 号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報は開示義務から除外すると定めたものである。

本件処分に係る対象文書は、相談に基づき、A 署員が審査請求人に対応した状況が記載されており、その内、不開示とした部分は審査請求人以外の第三者に対する措置又は第三者の具体的な供述が記載された部分である。

ところで、警察が調査するに当たり、警察関係者以外の第三者から意見を聴取することが必要となる場合があるところ、このような場合において、第三者から聴取した内容が開示されるとするならば、調査において、第三者が率直な意見を述べることを差し控えることも十分考えられる。

そうなれば、事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、当該不開示部

分については、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当することから、不開示としたものである。

また、前述のとおり、その内容には審査請求人以外の第三者の具体的な供述も含まれており、当該部分については、当然に法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される第三者個人情報にも該当すると判断したところである。

b 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書ハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされているが、当該公務員等の氏名に係る部分についての記載はなく、不開示とされている。

しかしながら、警察職員の内、警部相当職以上の者の氏名については、人事異動の際に公表される等、同号ただし書イに規定される「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」として開示することとされており、本件処分においても、警部以上の階級にある警察官の印影は開示としている。

そして、本件処分において不開示とした部分は、警察安全相談等・苦情経過票の取扱者欄に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イに規定される開示情報に該当しないことから不開示としたものである。

(イ) このように、本件処分については、法第 78 条第 1 項第 2 号及び同項第 7 号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、法律の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件保有個人情報のうち不開示とされた部分について、自己の訴訟に必要であるため開示を求める旨を主張している。

しかしながら、不開示とした部分については、(1)イのとおり、法律の規定に基づく適正な処分であり、審査請求人の主張には理由がなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法律の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報、審査請求人が特定年月日 B に A 署の警察官に対応されたことで作成された警察安全相談等・苦情経過票である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち別表の 1 欄に掲げる部分を同表の 2 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

ア 開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分について

当審議会において開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分を見分したところ、開示請求者以外の第三者とのやりとりや具体的な供述が記載されており、これらは開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当し、また、同号ただし書イ、ロ及びハに該当しない。

よって、開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

イ 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分について

警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

そして、警部補以下の階級にある警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を開示することで当該警察職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、その氏名は公にされておらず、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

(3) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

処分庁によれば、警察が調査するに当たり、警察関係者以外の第三者から意見を聴取することが必要となる場合があるところ、このような場合において、第三者から聴取した内容が開示されるとするならば、調査において、第三者が率直な意見を述べることを差し控えることも十分考えられ、そうなれば、事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審議会において開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分を見分したところ、開示請求者以外の第三者とのやりとりや具体的な供述が記載されており、これらを開示することにより、今後の調査において第三者が率直な意見を述べることを差し控えるなど、事実関係の把握が困

難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、開示請求者以外の第三者に対する措置が記載された部分は、法第78条第1項第7号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

警察安全相談等・苦情経過票（特定年月日 B 取扱い）

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした 根拠規定
開示請求者以外の第三者に対する措置が記載 された部分	法第 78 条第 1 項第 2 号 及び第 7 号
警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係 る部分	法第 78 条第 1 項第 2 号

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 6. 28	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 7. 22 (第239回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 8. 19 (第240回審議会)	審議
6. 9. 27	答申